国立大学法人東京外国語大学職務発明等 補償金取扱要領

> 平成27年 3月24日 制 定

(目的)

- 第1条 この要領は、国立大学法人東京外国語大学職務発明等規程(以下「規程」という。) 第10条の規定に基づき、発明者に支払う補償金に関し必要な事項を定めるものとする。 (補償金の種類)
- 第2条 国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)は、本学が承継した知的 財産権に係る発明者に対して、次の補償金を支給する。
 - (1) 登録補償金 出願の結果、登録された場合に支給するもの。
 - (2) 実施補償金 本学が第三者に実施権を許諾又は譲渡したことにより得た収益の一部を発明者に還元するもの。

(登録補償金)

第3条 本学は、規程第5条による特許等の出願等を行い、その結果登録された場合には、 1出願につき10,000円の登録補償金を発明者に支払う。

(実施補償金)

第4条 本学が、職務発明等に係る知的財産権(出願中のものを含む。以下同じ。)について、実施権の設定許諾をし、又は譲渡することにより収入を得た場合は、特許等出願料、維持費及び仲介手数料等を除いた残りの部分について、次に掲げる率により算定した実施補償金を発明者及び発明者の所属する部局に支払う。

発明者 30%

部 局 30%

大 学 40%

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、学長が別に定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。